

令和4年9月

宮古地区広域行政組合議員全員協議会会議録

令和4年	9月30日	開会
令和4年	9月30日	閉会

宮古地区広域行政組合

令和４年９月宮古地区広域行政組合議員全員協議会

令和４年９月３０日（月曜日）

午後３時３０分開議

議事日程

１ 報告事項

（１）議会運営委員会審議結果の報告について

２ 説明事項

（１）宮古地区広域行政組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

３ その他

出席議員（１３名）

１番	三田地	久志君	２番	田中	尚君
３番	畠山	和英君	４番	阿部	吉衛君
５番	伊藤	清君	６番	高橋	秀正君
７番	千葉	泰彦君	８番	畠山	拓雄君
９番	長門	孝則君	１０番	豊間根	信君
１１番	黒沢	一成君	１２番	中村	勝明君
１３番	木村	誠君			

欠席議員（０名）

説明のための出席者

事務局	局長	松下	寛君
総務課	長	松橋	かおる君
施設課	長	田中	晋君
施設課主幹		坂本	好治君
消防	長	小林	達広君
消防次長兼総務課長		中村	光宏君
消防次長兼消防課長		畠山	毅君
指令課	長	三浦	正成君
消防課主幹		里舘	郁雄君

議会事務局出席者

書	記	関口	憲史
書	記	八重樫	健太朗

◎開 会

- 議長（木村 誠君） ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しましたので、これより議員全員協議会を開会いたします。

◎議会運営委員会審議結果の報告について

- 議長（木村 誠君） 先ほど議会運営委員会が終わりましたので、議会運営委員長に審議結果の報告を求めます。

田中議会運営委員長。

- 議会運営委員長（田中 尚君） それでは議会運営委員会での審議結果を報告をいたします。

議事日程でございますが、初めに議長が開会宣言を行います。

日程第1の会議録署名議員の指名につきましては、会議録署名議員を2名、議長から指名をしていただきます。今回は11番、黒沢一成議員、12番、中村勝明議員にお願いいたします。

日程第2の会期の決定につきましては、会期は9月30日の1日間ということで、本会議に諮って会期を決定いたします。

日程第3で、議案第1号、宮古地区広域行政組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

以上が議会運営委員会の審議結果でございます。

よろしくお願いいたします。

- 議長（木村 誠君） 議会運営委員長の報告がありました。これについて何かご質問ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（木村 誠君） これについてはそれでよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

- 議長（木村 誠君） 次に、本日の協議案件は、お手元に配付されております会議次第のとおり1件でございます。

◎宮古地区広域行政組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

- 議長（木村 誠君） それでは、（1）宮古地区広域行政組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を協議いたします。

内容の説明を求めます。

松下事務局長。

- 事務局長（松下 寛君） 本日、協議いたします宮古地区広域行政組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例でございます。これにつきましては、国家公務員の育児休業等に関する法律並びに地方公務員の育児休業等に関する法律の改正がござい

まして、取得回数の制限緩和がなされたところでございます。あわせて、国家公務員に適用される人事院規則の改正によりまして、非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和、柔軟化等が改正されまして、本年10月1日に施行する状況となっているところでございます。

こういう状況にありまして、地方公共団体の職員の勤務時間、休暇、その他の勤務条件につきましては、国家公務員との権衡を求められていますことから、本組合におきましても同様の措置を講じるため、条例を改正しようとするものでございます。

それでは、詳細につきまして総務課長から説明させますのでよろしくお願い申し上げます。

○議長（木村 誠君） 松橋総務課長。

○総務課長（松橋かおる君） それでは、資料ナンバー1の1ページをお開き願います。座って説明させていただきます。

まず、条例改正の根拠となります地方公務員の育児休業等に関する法律及び人事院規則の改正内容について説明をいたします。

1の育児休業法の改正、（1）育児休業の取得回数制限の緩和でございますが、育児休業法の改正によりまして、育児休業取得の回数制限が緩和されることになりました。

図の上段の現行では、同一の子について育児休業できる回数が原則1回とされており、矢印の育休（ア）の部分が1回、そして子の出生の日から57日間以内に配偶者が育児休業を取得する場合、産後パパ育休と呼ばれるものですが、矢印の（イ）の部分が1回となっており、産後パパ育休を取得した場合には、再び育児休業を取得することが可能となっております。

下段の改正後におきましては、育児休業、右側の（ア）の部分ですが、同一の子につき2回まで取得できるようとなっております。これに加えて、この出生の日から57日間以内にも、産後パパ育休を2回まで取得することが可能とされたところでございます。

続きまして2ページ、3ページをお開きください。

2、人事院規則の改正内容についてご説明いたします。人事院規則では、非常勤職員の取得要件の緩和や子が1歳到達日以降の育児休業の取得の柔軟化、及び再度の育児休業取得に関する改正が行われております。

3ページをご覧ください。

（1）非常勤職員の取得要件の緩和ですが、非常勤職員が子の出生から57日間以内に育児休業、産後パパ育休をしようとする場合において、子の出生の日から57日間の期間の末日から6か月を経過する日までに任期が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職に採用されないことが明らかなでない非常勤職員に改正されることで、取得要件である任用見込みの期間が現行の子の1歳6か月の到達日より短くなり、緩和されております。

（2）非常勤職員の育児休業の取得の柔軟化ですが、2ページの図の方で説明をいたします。上段の現行の制度では、子の1歳到達日後の期間について、1歳到達日までの育児休業をしている場合で、保育所等の利用ができない等の理由により育児休業することが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合など、引き続き1歳6か月到達日

までの育児休業の取得が可能とされているところでございます。

中段の改正後で、子が1歳到達日から1歳6か月未満の期間の途中であっても、夫婦交代での育児休業の取得が可能とされたところでございます。

また、育児休業の承認の失効、取消事由に該当する場合などの特別な事情がある場合につきましては、1歳到達日から1歳6か月に到達日までの育児休業の取得がさらに緩和されることとなりました。加えて、子が2歳に達する日までとする要件につきましても同様に緩和されるところでございます。

下段の特別の事情ですが、他の子の育児休業を承認するため育児休業を取り消した後に、当該他の子が死亡したことなどの特別の事情がある場合は、より柔軟な取得が可能になります。1歳到達日のラインのところを中心にご覧いただきたいと思います。

aは、1歳到達日以前の育児休業につきましても、継続していなくても1歳到達日以降の育児休業の取得が可能となることを示しております。

bは、1歳到達日から1歳6か月に到達日までの間で期間を定めて、柔軟に育児休業を取得することが可能となることを示しております。

cは、1歳到達日から1歳6か月に到達日までの間で、育児休業の取得を2回まで取得することが可能となることを示しているところでございます。

なお、1歳6か月に到達日ラインの右側の部分、1歳6か月から2歳到達日までの育児休業、こちらにつきましても、同様に柔軟な育児休業の取得が可能となることを示してございます。

3ページにお戻りください。

(3) 再度の育児休業取得に関する改正でございますが、現行では、育児休業取得の回数が原則1回のため、育児休業承認請求の際に育児休業等計画書を任命権者に申し出て、この育児休業の終了後3か月以上の期間を経過すれば、再度の育児休業を取得することができる仕組みとなっていたものですが、今回、育児休業の取得回数制限が緩和され、原則2回まで育児休業を取得することができることから、育児休業等の計画の仕組みを削除するものでございます。

なお、このことにより育児休業等計画書を育児短時間勤務計画書に改め様式を整備するものでございます。

4ページをお開きください。

一部改正条例の構成概要についてでございますが、第1条は、育児休業法の改正に伴う所要の整備を行うものでございます。

第2条は、非常勤職員の子の出生の日から57日間以内の育児休業及び子が1歳以上1歳6か月未満の期間における育児休業の取得の要件について定めているものでございます。

第2条の3は、非常勤職員の育児休業の対象期間を子の1歳6か月に到達日までとする要件について定めているものでございます。

第2条の4は、非常勤職員の育児休業の対象期間を、子が2歳に達する日までとする要件について定めているものでございます。

次に改正前の第2条の5は、地方公務員の育児休業法の改正により所要の改正を行う

ものでございます。

改正前の第3条第5号は、取得回数制限の緩和措置を行うため、削除するものでございます。

第3条の2は、育児休業法における条例で定める期間を57日間とすることについて定めるものでございます。

第10条は、育児休業の取得回数制限の緩和に伴う措置について定めているものでございます。

第13条は、育児休業法の改正に伴う所要の整備を行うものでございます。

附則につきましては、1、施行日を令和4年10月1日からとするものです。

2、経過措置について、この条例の施行日前に育児休業等計画書を提出した職員に対する第3条及び第10条の規定の適用は、従前の例によるものとするものでございます。

以上が、条例改正についての概要でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（木村 誠君） ただいま事務局より説明がありました。これについて何かご質問ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 誠君） ないようですので、私から一つよろしいですか。

◎その他

○議長（木村 誠君） 先日、前回の議会の全協の際に、視察研修の件なのですが、田中議員の方から最終処分場の利活用について、跡地利用についてというテーマを設けてはどうかということで提案がありました。その件について、その後いろいろ調べたのですが、先進事例を見るとほとんど太陽光発電が利用状況になっております。それで全国的に見ても、あちこちでやっているのですが、市場規模に合わせた場所となると、関東に何か所かあるくらいかなと。今現在手元にある資料を見るとそれくらいなのですが、今度移動制限も解除になりまして、市町村議会の委員会の方でも視察研修は今年度は今まで通り動き出しておりますので、これを進めたいと思ひまして、11月は皆さんいろいろとスケジュールがかつかつで詰まっているというお話でしたし、12月は議会がありますので、年明けの1月に行きたいと思うのですが、何かその点についてご意見とかご質問はございませんか。

よろしいですか。ありがとうございます。

では、具体的に決まりましたら、またその際に報告させていただきます。ありがとうございます。

◎閉 会

○議長（木村 誠君） それでは、以上をもちまして議員全員協議会を終了いたします。ご苦労さまでした。

午後 3時45分開会
